

令和２年度 野田市立こだま学園指定管理者管理運営状況調書
担当課 障がい者支援課

評価基準	評価項目	指定管理者 自己評価	担当課評価	特記事項
利用者の平等利用が確保されること	①平等利用確保への取組	B	B	
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	①施設の利用促進（利用者増）の取組	B	B	
	②サービス向上（質の確保）のための取組状況	B	B	
	③利用者の人権の擁護、虐待の防止の方策の取組	B	B	
有効な通所支援の提供が図られていること	①通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援）のための取組	B	B	
有効な相談事業の提供が図られていること	①障害児相談支援のための取組	B	B	
個人情報の適切な保護が図られていること	①個人情報保護のための取組	B	B	
緊急時の危機管理体制が確立されていること	①施設の安全管理についての取組	B	B	
	②緊急時の危機管理のための取組	B	B	
	③利用者の要望及び苦情への対応のための取組	B	B	
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること	①現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための取組	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	①指定管理に係る経費の収支見込について	B	B	
	②経費縮減のための取組	B	B	
地元住民の雇用、物品及び役務の調達ので地元業者への配慮	①地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮の取組	B	B	
公契約条例に基づく賃金の確保	①公契約条例に基づく賃金の確保の取組	B	B	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	①職員配置及び職員の指揮監督の管理体制	B	B	
	②人材育成の方策	B	B	

総合所見

当該施設は、平成 27 年度から社会福祉法人は一とふるが指定管理業務を運営している。福祉型児童発達支援センターとして、知的障がいや発達障がい等の児童を対象とした児童発達支援の他、保育所等訪問支援と障害児相談支援を提供している。一昨年に指定期間を更新し、令和元年度から令和 5 年度まで 2 期目の指定期間となっている。全般的に安定した運営をしており、利用者と保護者からの支持を得ている。

運営について、子どもの発達に心配のある保護者が相談できる外来療育相談を週 1 回設けることにより、入園希望者がスムーズに入園できるようにしている。児童発達支援では保護者との話し合いや定期的なモニタリングにより療育の方向性を決め、個別支援計画を作成している。保育所等訪問支援では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休園や休校、訪問の制限等があり保育所等訪問支援の件数が減少したが、訪問の制限がある中でも、幼稚園や保育園、小学校と電話等で連絡を取り、連携を図るよう努めている。

児童発達支援の契約者数が施設の利用定員を超過した状況が続いているが、各クラスの療育スケジュールの調整を行い、子どもたちのストレスレベルを下げる工夫を行っている。

施設の修繕について、廊下の蛍光灯の老朽化や照度不足について、指定管理者が改善可能かを業者に相談している。ホールの扉は、業者へ修理の見積を依頼し、対応について検討している。

なお、社会福祉法人は一とふるの経営状況について、年度の法人単位資金収支計算書を確認すると約 17,000 千円の黒字であり、手持ち資金は増加している。また、事業全体の事業収支は黒字であることから経営は安定している。